

消費者機構日本 ニュースレター

第104号



《本号の目次》

1. 消費者機構日本活動紹介動画アップのお知らせ
2. 特定適格認定監督ガイドライン検討委員会進捗状況
3. 景表法課徴金制度に関する意見提出報告
4. 全国の適格消費者団体（11 団体）のホームページ公表状況（8 月分）

1. 消費者機構日本活動紹介動画アップのお知らせ

消費者機構日本の設立 10 周年の記念企画の一環として、消費者機構日本の活動を紹介する動画を作成しました。Y o u t u b e にアップし、当機構のホームページからリンクを貼りましたので、次の URL でご覧いただけます。<http://www.coj.gr.jp/about/movie.html>
ぜひ、ご視聴ください。

2. 特定適格認定監督ガイドライン検討委員会進捗状況

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25 年法律第96 号。以下「法」という。）が平成25 年12 月11日に公布され、公布から3年以内に施行されることになっています。

この法律は、適格消費者団体の中から認定された特定適格消費者団体が、消費者に代わって、事業者に対して損害賠償請求や返金を求めることができることを定めた法律です。

（法律の説明と条文 <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/sqco-1-3.pdf>）

法の公布を受けて、消費者庁では、特定適格消費者団体の認定要件や監督、不利益処分の基準等について、その指針等（ガイドライン等）を策定するため、学識経験者、消費者、事業者を委員とする「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催しています（http://www.caa.go.jp/planning/syohishadantai_kentoukai.html）。

同検討会は、現在（2014 年 9 月 9 日現在）までに 5 回開催され、各論点について議論がなされています。今回のニュースレターでは、この検討会で交わされた議論の概要をお知らせします。

《第 1 回（2014 年 5 月 9 日（金）開催）》

第 1 回検討会では、座長から今後の進め方について、まず検討会で各論点について議論をして、ある程度まとまった段階で各適格消費者団体の意見をヒアリングすることが提案されました。

これに対し、各委員から、議論する前に適格消費者団体の現状を把握すべきであるとの意見が出されたため、第 2 回検討会で、各適格消費者団体から現状について聴取する機会を設けるとされました。

議事録はこちら <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/gl-1-rec.pdf>

《第 2 回（2014 年 6 月 4 日（水）開催）》

第 2 回検討会では、各委員から適格消費者団体の現状についてヒアリングがありました。COJ からは、磯辺専務理事が出席し、ヒアリングに応じました。

また、各委員から、議論の途中で適宜適格消費者団体の現状についてヒアリングができるよう、適格消費者団体の人が参考人として今後の検討会に出席し、委員からの質問に応じられるようにすることが提案されました。

議事録はこちら <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/gl-2-rec.pdf>

《第 3 回（2014 年 7 月 2 日（水）開催）》

第 3 回検討会では、法附則第 3 条にいう「権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策」が議論され、特に濫訴（不当な目的でみだりに）とはどういうものをいうのかが議論の対象となりました。

また、今回から、消費者被害防止ネットワーク東海の伊藤陽児理事と当機構の磯辺専務理事が参考人として毎回出席することとなりました。

議論では、法第 75 条 2 項の「特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。」の意義について意見が交わされ、凶利加害目的や請求棄却又は却下判決が容易に予想できるのにあえて訴えを起こす場合などというとの議論がありました。

議事録はこちら <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/gl-3-rec.pdf>

《第 4 回（2014 年 8 月 6 日（水）開催）》

第 4 回検討会では、法第 65 条第 4 項各号に定める特定適格消費者団体の認定要件について議論がなされ、①認定に当たっての活動実績、②被害回復関係業務を適正に遂行する体制、③理事及び理事会、④専門的な知識経験を有すること、⑤経理的基礎、⑥被害回復関係業務以外の業務を行うことによって、被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと、について、各意見が交わされました。

①については、適格消費者団体としての活動が 2 年以上、裁判上の差止請求だけでなく、裁判外の差止請求も考慮、②については、被害関係業務の実施に係る組織の運営について定款または業務規程において明確に定められている、同業務に従事する役職員・専門委員の選任・解任基準と方法が定款または業務規程において適切に定められ、必要な人員が確保されているとともに、事務処理に必要な施設・物品等が確保されているなど、具体的な要件について議論されました。

③については、理事会で議決しなければならないとされる「同業務の執行に係る重要な事項の決定」に、「簡易確定決定に対し異議の申立てを行う場合」が含まれているが、個々の対象消費者により異議申し立ての内容が異なることが想定されるので、基本方針はともかく個々の内容にまで理事会決定を求めるのは煩雑に過ぎるのではないかと、といった意見が出されました。

議事録はこちら <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/gl-4-rec.pdf>

《第 5 回（2014 年 8 月 25 日（月）開催）》

第 5 回検討会では、前回に引き続き、特定適格消費者団体が備えるべき①業務規程記載事項、②簡易確定手続授権契約及び訴訟授権契約の内容並びに授権をした者の意思を確認するための措置、③役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置、④被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持、⑤被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理について意見

が交わされました。併せて消費者庁から、今後策定される特定適格消費者団体に関するガイドラインと適格消費者団体に関するガイドラインと共通するものについては、適格消費者団体に関するガイドラインを特定適格消費者団体に関するガイドラインに合わせて改正予定であると表明されました。

特に、②については、インターネットを介したテレビ電話など技術の進展によって面談に代わる手段もあるのではないかと、面談を条件とするようにハードルが高いと、特定適格消費者団体の負担が大きいくだけだけでなく、距離や交通費ばかりでなく、健康の問題や育児や仕事の都合などで面談ができず、救済されるべき消費者が授権手続きを躊躇するおそれがあるといった意見が出されました。

また、③については、電力会社やガス会社など、役職員の全員が何らかの契約関係にある企業に対して被害回復関係業務ができなくなるのではないかと、との意見、⑤については、責任者として公認会計士、税理士、業界会計に従事した経歴がある者などが望ましいとされているが、これらの者は、監査として関与すればよく、日常的な業務責任者にはこれほどの専門性を求める必要はないのではないかと、との意見が出されました。

議事録はこちら <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/gl-5-rec.pdf>

特定適格消費者団体の認定・監督にあつては、消費者に代わって被害回復を担う以上、適切に業務遂行ができるよう認定・監督が求められるのはもちろんですが、過度に要件を厳しくすれば、特定適格消費者団体の成り手がなくなったり、被害回復手続きに躊躇したり、被害を受けた消費者の負担が重く結果的に被害回復が図られないなど、法の趣旨とは異なる結果を招きかねません。

また、現行の適格消費者団体のガイドラインの改定については、現在何か問題が起きており、それに対応するためにガイドラインを改正するのであればともかく、何も問題が起きていないのに、特定適格消費者団体のガイドラインに合わせるという理由で現行の適格消費者団体のガイドラインを改定するというのは、適切ではないと考えております。

COJとしては、このような観点から今後の検討を注視していきます。

3. 景表法課徴金制度に関する意見提出報告

～～景品表示法における課徴金制度導入を求める取り組み～～

昨年の食品メニュー偽装問題をきっかけに、景品表示法の改正が行われ、①事業者のコンプライアンス体制の確立、②監視指導體制の強化（関連省庁への調査権限の委任、都道府県への措置命令軽減の付与）、③消費生活協力員等からの適格消費者団体への情報提供、④課徴金制度の検討についてのプログラム規定等が定められました。

そして、消費者委員会及び消費者庁において課徴金制度の検討がすすめられてきました。消費者庁は、8月26日に課徴金制度案を公表し、意見募集を9月4日を締め切りとして実施しました。制度案の概要のうち主な事項は次の通りです。（課徴金概要案は電子政府の総合窓口 [イーガブ](http://www.e-gov.jp) から参照できます。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=235030017&Mode=1>)

1. 趣旨

不当な表示を防止するため、不当な表示を行った事業者に経済的不利益を賦課するととも

に、不当な表示により消費者に生じた被害の回復を促進する課徴金制度を導入する。

2. 対象行為

有利誤認表示と優良誤認表示（不実証広告規制によるもの含む）

3. 賦課金額の算定

対象商品・役務の売上額の3%（自主申告した事業者は2分の1を減額）

4. 主観的要素

違反行為を行った事業者が自らが注意義務を尽くしていたとの証明があったときは、例外的に課徴金賦課の対象から除外。

5. 被害回復

適正な手続きを経て、自主的に消費者に返金した額が課徴金額を超える場合、または自主的返金額と寄付金※額の合計が課徴金額を超える場合は、課徴金納付を命じない。

※寄附金は、景表法に関する被害防止や回復のための活動への助成にあてることを条件に、国民生活センターに対して行うもの。

この制度案について、下記の内容で消費者機構日本としての意見を提出しました。

《意見1》

今回、消費者庁より提案された課徴金制度案を基本に、早急に制度導入をすすめられることに賛成します。

（理由）

景品表示法違反に対する措置命令の件数は、消費者庁の体制が整うのに従い漸増しています。また、全国の消費生活センターに寄せられる苦情・相談も広告・表示に関するものが一貫して増加しています。さらに、昨年は外食産業におけるメニュー表示偽装が社会的な問題となりましたし、いわゆる健康食品や電気通信事業など、幅広い業種で不当表示が摘発されています。

適正な広告・表示は、消費者が合理的な選択を行うための前提であり、不当な広告・表示が横行するなかでは、消費者は適正な選択ができないという問題が生じます。そのため、市場の機能が損なわれ、広告・表示を適正に行っている事業者に不利益が生じてしまいます。不当な広告・表示を抑止することが必要です。

現行の制度では、違反行為を行ったとしても措置命令にとどまり、不当な広告・表示により得られた利得は事業者に残ってしまいます。この不当な利得を課徴金として徴収することで、事業者のコンプライアンス体制が整備される等、不当な広告・表示が抑止されることが期待されます。本年秋の臨時国会で制度成立が図られるよう求めます。

《意見2》

不実証広告規制に係る広告・表示について、課徴金賦課の対象とすることに賛成します。

（理由）

措置命令の事例を見ると、商品・役務の効能・効果を高くうたいあげている一方、根拠を十分に証明することができない事案が、不実証広告規制により優良誤認表示とされています。特定の効能・効果等のメリットを前面に打ち出しているにもかかわらず、その根拠を証明するに足る資料を有しないことは、通常考えられないことであり、根拠がないにもかかわらずこのような広告・表示を行う行為は、故意の優良誤認表示である蓋然性が高く、当然に課徴金の対象とすべきです。

《意見 3》

裾切の課徴金額 150 万円という設定は、より低額に見直すべきと考えます。

(理由)

消費者庁の説明では、課徴金額 150 万円（売上額 5000 万円）を裾切の金額とした場合、これまでの措置命令事案の 4 割強が、課徴金納付命令の対象とならないということです。これでは、裾切の対象になる事案が多すぎると思いますので、せめて、課徴金納付命令の対象から除外される割合が 3 割程度になるように、裾切基準を見直すことを求めます。

《意見 4》

自主返金および寄附金の額が課徴金額を超えた場合に課徴金納付を命じないとする制度に賛成です。

(理由)

景品表示法が消費者庁に移管した際に、それまで公正取引委員会で検討されてきた課徴金制度について、消費者被害回復の観点もふまえ、消費者庁であらためて検討することになった経緯があります。

不当な広告・表示について、個々人が契約（購入）の動機との因果関係や、損害額を立証して返金を求めることは、手間もかかり大変困難です。一方、事業者サイドからいえば、契約（購入）者が特定できるシステムを有している場合は、比較的容易に返金することができます。不当な広告・表示により得た利得は、本来は当該広告・表示に誘引されて契約（購入）した消費者に返還すべき金員であることを考えると、自主返金が課徴金額を超えた場合には課徴金を免除する制度は合理的であり、消費者の被害回復を実現できる観点からも消費者庁らしい施策と言えます。

また、事業者によっては、自主的返金の意思はあり努力したものの、返金できた契約（購入）者が一部にとどまる場合も考えられます。この場合、返金額が課徴金額以下であるからといって、課徴金納付命令が出されるのであれば、自主的返金の意欲をそいでしまうことになります。自主的返金の努力をしたものの、返金が十分にできなかった事業者については、公的機関に寄附することによって課徴金納付命令を免じることとする仕組みも必要です。

寄付された金員については、公的機関が公正に判断し、景品表示法の法目的の実現に資する事業への助成に使用することが適切と考えます。

以上

消費者団体は、全国消団連の呼びかけで「景品表示法に課徴金制度を導入する運動」に 31 団体が賛同（2014 年 9 月 1 日現在）、消費者機構日本も賛同し一緒に取り組みをすすめています。具体的には、景表法への課徴金制度の早期導入を目指して、国会議員への要請活動等をすすめていきます。

4. 全国の適格消費者団体(11 団体)のホームページ公表情報(8月分)

○消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体(11 団体)の8月のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(8月1日~8月31日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	<ul style="list-style-type: none"> ■8月4日：スポーツクラブ NAS 株式会社との協議報告を公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=288 ■8月6日：一般社団法人 北海道LPガス協会へ要望書を送付しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=289
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■8月19日：活動委員会は携帯大手3社に対し『改善要望と問合せ』を行ないました http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/14,0819_01.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。
《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■8月19日：住まい工房申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/08/c8801f19841bd97597224def2b60f47c.pdf ■8月19日：学校法人モード学園申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/08/d55a53503b37b9c8dd7435fa48feg3ab.pdf ■8月19日：ザ・グロウ・オリエンタル名古屋申入書 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/08/663b3afa2f84bfefe1ef2a129d5f4da9.pdf ■8月21日：(株)サイブリッジ(キレナビ)への申入れ終了を通知しました。(キレナビ終了通知書) http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/08/d67cef3a9413cb7fd5589c3ccc3cbcdf.pdf ■8月21日：旭化成ホームズ(ヘーベルハウス)から回答書が届きました。 http://cnt.or.jp/information/1073.html
《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html	<ul style="list-style-type: none"> ■8月7日：株式会社プラン・ドゥ・シーに対する京都地方裁判所判決がありました。(判決) http://kccn.jp/data/mousiiresasitome/kekonsiki/plandosee/20140807PlanDoSee.pdf
《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■8月1日：貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対する差止訴訟の第7回裁判が行われました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000467

<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■ 8 月 19 日：株式会社ベルカディアから回答書が届きました。 http://hyogo-c-net.com/pdf/140819_ans_montbell.pdf</p> <p>■ 8 月 20 日：株式会社朝日新聞社から、改訂後の新聞契約書が届きました 送付状 http://hyogo-c-net.com/pdf/140819_asahi_1.pdf 契約書（表面）お客様控 http://hyogo-c-net.com/pdf/140819_asahi_2.pdf 契約書（裏面）重要事項説明書 http://hyogo-c-net.com/pdf/140819_asahi_3.pdf</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



適格消費者団体
特定非営利活動法人

消費者機構日本

発行人：芳賀唯史 編集責任者：磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077